

京都市告示第305号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年9月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 クリーク	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス クリーク西京 2654000104	京都市西京区川島調子町43-2 辻ビル2F号室	令和5年 8月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)